

福祉タクシー利用の対象者は申請を

在宅の障害者等が外出時にタクシーを利用する場合、料金の一部を補助する「福祉タクシー利用券」を申請により交付しています。

◇対象者 ①身体障害者手帳1・2級のかた ②療育手帳の交付を受けているかた ③精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けているかた ④70歳以上のひとり暮らし世帯 ⑤70歳以上と他方が65歳以上の二人暮らし世帯 ⑥母子・父子家庭世帯

帯 ⑦生活保護受給世帯 ⑧町実施のリハビリ訓練事業に登録されたリハビリ訓練通所者 ※①～③は、自動車税、軽自動車税の減免を受けていないかた ※④～⑧は、4輪自動車を保有していない世帯

◇補助額 運賃のうち基本料金を補助 ※利用券の交付 対象者一人につき年間40枚交付（年度の途中申請は月割交付）

◇利用方法 タクシーの乗務員に身体障害者手帳等を提示し、利用券1枚を渡してください ◇利用できるタクシー 川俣交通、多々良タクシー、つつじタクシー、日本中央交通、すみれタクシー、朝日タクシー ※申請を希望するかたは、地区民生委員または保健福祉課までご相談ください。

保健福祉課

☎(84)4926

福祉車両を貸し出します シート昇降装置付き自動車

町では、車いすを必要とする障害者および高齢者等の外出支援を図るため、福祉車両（シート昇降装置付き自動車）の貸し出し事業を実施しています。

この車両は「めいわ福祉号」と言い、電動による座席の昇降により、車椅子からの乗り降りが簡単にできるよう改造された車両で、障害者や高齢者等の通院や買物など日常生活の利便性を図るとともに、行事やレクリエーションなどに積極的に参加できるように貸し出しをするものです。

◇対象者（町内に居住し、次のい

ずれかに該当するかた） ①身体障害者手帳を所持し、車いすで日常生活を送っているかた ②高齢のため、車いすで日常生活を送っているかた ③傷病等で一時的に車いすで日常生活を送っているかた（対象者と行動を共にする場合であれば、家族等もめいわ福祉号に同乗することがあります）

◇申し込み 借用日の1週間前までに印鑑持参のうえ保健福祉課へ ◇費用 無料（ただし、燃料費は借用者の負担となります）

◇借用回数・期間 月2回以内で、1回につき3日以内としま

す ※詳しくは、保健福祉課（老人福祉センター内）へお問い合わせください。



シート昇降付き自動車

保健福祉課

☎(84)4926

福祉作業所の入所者を募集

町では、障害などの原因により一般就職が困難なかたを対象に、障害者福祉作業所を開設しています。福祉作業所とは、屋内外における軽作業などを通じて、就職のための基礎的技術訓練、日常生活や集団生活に必要な訓練等を行う町の福祉施設です。

利用を希望されるかたや、利用についての相談は、保健福祉課までお申し出ください。

◇所在地 千津井291

◇対象者 町内に住民登録のある満15歳以上の一般就職が困難な障害者等

保健福祉課 ☎(84)4926

新潟県中越地震義援金

日本赤十字社明和町分区で、2月1日から28日までに受け付けした募金は、次のとおりでした。ご協力ありがとうございました。

(有)峯崎園芸 10,000円
2月28日現在累計
2,543,303円

保健福祉課 ☎(84)4926